

月刊 労運研レポート No. 86

2021年8月10日号

<巻頭言> 東京都議選から見えてきた総選挙闘争の課題・・・	秋葉 雄二	2P
地域でさらなる最賃の引き上げをそして確実な実施を・・・	伊藤 彰信	4P
関生支部弾圧を“ピンチをチャンス”に・・・	仲村 実	7P
武委員長・判決報告集会（7/16 東京）・・・	全日建	12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

東京都議選から見えてきた総選挙闘争の課題

秋葉 雄二(東京自治体労働運動研究会)

1. 投票率 42.39%、過去二番目の低さ

21年東京都議選は7月4日投開票で実施された。前回(17年)都議選は小池百合子知事が都議会自民党との対決を焦点化し、自ら「都民ファースト」を率いて自民党を歴史的な大敗に追い込んだことは記憶に新しい。しかし、小池知事は続く10月総選挙で小池新党「希望」騒動で挫折し、それ以降、都民ファは存在感を失ったまま今回の選挙を迎えた。

よって、今回都議選の関心の第一は、都議会自民の復権が現実視される中で、今秋の総選挙、国政のリトマス紙としての役割ということになる。しかも度重なる「緊急事態宣言」疲れやワクチン接種の混乱、オリ・パラ開催強行など、収束が見えないコロナ感染拡大の中で、菅政権の統治能力に自民党支持者からも疑問視される政治状況で予測通り自民の信任となるのか。また、4年前にはなかった野党第一党の立憲民主党に都民はどのように通信簿をつけるのか、前回小池旋風の中で議席増を果たし、今回も菅・小池との対抗を鮮明に、オリ・パラ中止を掲げる共産が議席を守り抜くことができるか、ということも焦点であったと思う。

しかし投票率は選挙の正当性すら疑問視される結果であった。都民の反応は低調というより政治に対する「シラケ」であったのではないかと思う。報道各社も「熱狂なき選挙」とか、どの政党も前回より得票数を減らしたこともあって、「勝者なき選挙」などと評しているが、しかし「敗者」は明らかに自民党であったと言える。

2. 前回より 8.87 ポイント、100 万票弱が棄権、自民に戻らず

前回自民は小池知事の「都民ファースト」の躍進(188万票)で大敗(126万票)を喫したが、今回は事前調査などによる下馬評では50議席を超えるとも言われていた。しかし蓋を明ければ、前回からさらに7万票(119万票)を減らし、前回の25議席から今回33議席に留まった。それでも議席が増えたのは歴史的な低投票率の結果である。この33議席という数は、自民が40年ぶりに第一党の座を失った09年の38議席を下回る。その09年には都議選に続く総選挙で自民が政権を失った政変の年である。

今回の棄権票の多くは前回の都民ファ票であるが、本来は保守・中道票と考えられる。朝日(7/5付)の出口調査の結果では、自民党を支持すると答えた人は全体の28%(前回26%)で、そのうち自民党に投票したと答えた人が、70%(前回67%)と、前回とほとんど変わらない。ちなみに出口調査による各党の支持率は自民28、公明8、都民ファ

12、立憲11、共産 10、その他 7、無党派 23 である。日本の有権者の 1 割をしめる東京で、自民の支持率は、実際投票した有権者の三割を切っているのである。明らか東京都民は自民党の政権担当能力に NO の審判を下していると言える。

3. 小池知事は今秋の政治ドラマの主演の一人

小池知事が最高顧問を務める都民ファは 46 議席から減らしたものの、過労で入院していた小池知事が最終版での登場で 100 万票を確保、31 議席と予想に反し大健闘し第 2 党に踏みとどまった。これによって、小池知事は、一時は政治生命の終焉すら喧伝されたが、今秋の政治ドラマでの「主演」の一人に残ったことは事実である。これは小池知事の天才的な政治直観力のなせる業と言われるが、自民党失速(不信)による政界再編のカードの選択肢として、東京の保守・中道層が下した配役であるかもしれない。

一方、自民、都民ファ批判の受け皿になる野党第一党の立憲民主党は存在感を示せなかった。「20 議席に届かなければ負け」と言われていたが、共産の後陣に位置する 15 議席で党内には敗北感が漂っている。

4. 立憲野党共闘の深化を考える

立憲11、共産 10、足して 21%である。もちろんこんな足し算で政治を考えることはできないが、立憲・共産だけでは立憲政治の転換は勝ち取れないことは明白だ。

両党は、秋まで実施される衆院選を見据え、1~2 人区を中心に立憲・共産で候補者を調整してきた。しかし、府中(定数 2)では共産候補者に絞ったが、共産より無所属候補者に多くの票が集まった。同様なケースは墨田区でもある。

しかし、注目点はある。第一は、連合東京による野党共闘への介入に関わらず共闘が深化したことである。第二は、今回、これまでの候補者調整の単純な延長ではなかったことである。

日野(2 人区)は、都民ファ、自民で議席を独占していたが、共産公認が前回に続き立候補した。前回と同じ構図である。しかし今回は野党統一が全面に据えられた。街頭宣伝には生活者ネット、新社会党や緑の党など小政党の代表や自治体議員を並べ、野党各党ののぼりや推薦した全ての政党名を明記したパネルが掲げられるなど、立憲野党共闘の実態を可視化・最大化した。参加した自治体議員は気持ちよく参加できたと報告している。結果、共産党自体が全体で前回より 14 万強票を減らす中で、この選挙区では、前回 15,595 票から今回 20,520 票と 30 ポイント増を獲得、自民党現職を破った。このことは、北多摩 4 区や小金井選挙区などでも見られた。

このことは意識的にも、無意識でも立憲主義の立場に立つ層の結集は、立憲・共産だけでは果たされないことを示しているのではないか。暑い夏が終われば衆院選である。立憲野党は、共闘の深化、めざす社会像・政策の共有こそ政権の受け皿であることを再確認し、衆院選の陣形づくりを急がなければならない。それがなければ自民党の政権担当能力に自民党支持者すら忌避感を持ち始めた今、小池百合子や大阪維新の吉村洋文知事など、右からの改革者が登場し、辛うじて立憲主義の一翼にある国民民主などを巻き込む政権の再編すらあると考えなければならないではないか。

地域でのさらなる最賃の引き上げを そして確実な実施を

伊藤 彰信（労運研事務局長）

中央最低賃金審議会は7月16日、地域最低賃金改定の目安について、A～D ランクすべてについて28円引き上げの答申をした。

（右図は朝日新聞から）

1978年度の目安制度が始まって以降、最高額（率で3.1%）の引き上げである。「全国一律時給1500円」、「コロナ禍だからこそ最低賃金大幅アップを」をスローガンに運動してきたものにとっては、とても満足できる内容ではない。

今回の引き上げは政府主導によるものだが、最賃大幅引き上げ運動の一定の成果でもある。答申内容を分析し、今後の闘いに役立てていく必要がある。

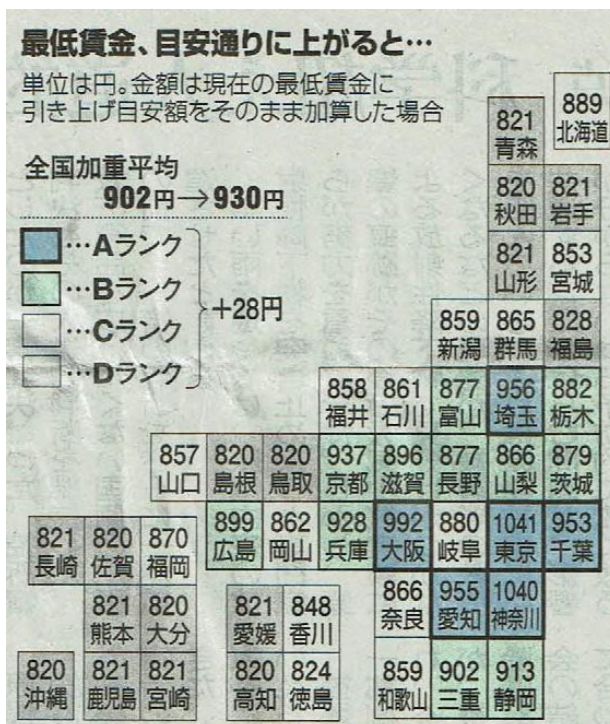
地域間格差解消は地域の闘い

一律28円の引き上げでは、地域間格差221円が固定化されてしまう。今後、地方最低賃金審議会で各県ごとの地域最低賃金が決定されることになるが、地域間格差解消のためには現行の最賃が低い地域ほど大幅な引き上げが求められる。答申にも「最高額に対する最低額の比率を上昇させていくことが必要」と書いてある。「格差是正は中央の仕事ではなく地域でやるべきこと」と地域に投げた格好である。地域には「伸ばししろ」がある。221円の格差をなくす地域での闘いが重要である。

全ランク一律引き上げの意味

なぜ全ランク一律引き上げ答申になったのだろうか。審議会で労働側は40円の引き上げを、使用者側は据え置きを主張した。労働側は、「800円未達の地域をなくすこと」「Aランクは1000円に到達すること」を主張したのであって、一律を主張したわけではない。

政府の「骨太の方針」では、「早期に全国平均1000円を目指す」「感染拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて」と書かれていたので、公益委員、厚生労働省事務局は、



3%程度、平均 27 円程度の引き上げをしなければならない立場であったに違いない。

ここからは推論になるが、答申には「賃金改定状況調査結果第 4 表のうち A ランクと C ランクが最も高い上昇率であった一方、雇用情勢については昨年において A ランクを中心に悪化したこと」という記述がある。リクルートの調査によると三大都市圏（首都圏、東海、関西）の 6 月のパート・アルバイトの募集平均時給は 1176 円と前年同月より 47 円（4.2%）高く、過去最高を更新し続けているという。地域間格差を是正するなら、 $A < B < C < D$ の引き上げでなければならないのに、A ランクを引き上げるとますます地域間格差は拡大する。では、4 つのランクすべて一律に引き上げよう、格差の解消は地方に任せようという結論になったのではないだろうか。そして「非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められている」と記述すると、答申として体裁を保ったのである。

ランク制廃止から全国一律制へ

しかし、一度一律引き上げをすると、ランク別答申に戻ることは難しい。そのことは公益委員も厚生労働省も分かっているはずである。自民党最賃議連からも一元化の要請を受けている。この際一律答申にしよう判断したのではないだろうか。このことはランク制廃止から全国一律制に向けた一歩として歓迎すべきである。

もう一つは雇用保険との関係である。昨年、最低賃金が適用にならないフリーランスにも小学校休業等対応支援金が支給された。定額で 1 日 4100 円であった。なぜ 4100 円なのか。厚生労働省の説明は「東京都の最低賃金 1013 円で 4 時間働いたら 4052 円になるので、切りの良い 4100 円にした」というものだった。私は、日雇雇用保険の 3 級支給額の 4100 円を当てはめたと思っている。そのご 7500 円に引き上げられたが、これも日雇雇用保険の 1 級支給額である。

小学校休業等対応支援金は全国一律である。このようにコロナ対応によって、雇用保険と最低賃金が結びつくようになった。それは、フリーランスを日雇労働者相応の存在と判断したことであり、全国一律支給と最賃結びついたことであるという意味を持っていると思う。

雇用調整助成金の支給上限は 8330 円から 15000 円に引き上げられるなど様々な特例措置で雇用保険の大盤振る舞いが行われている。毎年 8 月 1 日に改定される雇用保険の基本手当日額上限が 8370 円からいくら引き上げるか注目される場所である。

全国一律最賃制については、実施するかしないかではなく、どう実現するのかという議論をする段階に入ったといえる。

雇用対策を軸とした中小企業対策を

答申には「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識である」と書いてある。そして、生産性向上支援、官公需を含めた取引条件の改善を政府に要望している。

政府は、雇用調整助成金の特例措置を 12 月末まで延長すると発表した。7 月 21 日に開かれた経済財政諮問会議では「最低賃金を引き上げやすい環境整備について」議論があった。そして、10 月から最低賃金の改定に伴い時給を引き上げた中小企業の負担を軽減するため、雇用調整助成金の給付要件について、年末までは助成率を維持するとともに、休業規模要件

を問わずに支給する。これらの財源は一般会計から支出する予定である。業務改善助成金についても、賃金引き上げ対象人数の拡大・助成上限額の引き上げ、設備投資の範囲に自動車やパソコンを補助対象に加える。事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業についても、特別枠を設けて補助率をかき上げることや賃上げコミット事業者の優先採択などを行うとしている。

労働側としては、より雇用対策に結びつく支援策を要求していく必要がある。例えば、人員削減による生産性向上は認めないこと、社会労働保険料を減免すること、取引先が人件費の価格転嫁を承認すること、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合は年度途中の賃上げ分を追加の委託費として補正予算を組むことなどである。

「雇用も賃金も」闘う体制構築を

昨年の最賃据え置きへの答申は大きなショックだった。厚生労働省の賃金改定状況調査結果第4表によれば、20 春闘の賃金上昇率は、一般労働者 1.0%、パート労働者 1.7%であった。ちなみに今年の賃金上昇率は、一般労働者 0.3%、パート労働者 0.2%である。今までの審議会議論であれば、昨年は 1.7%程度の引き上げは可能であったのである。据え置きは労働側が「雇用か賃金か」という使用者の恫喝に屈服したことである。大企業正社員は「雇用か賃金か」の二者択一は可能かもしれないが、非正規労働者にはその選択の余地はなく「雇用も賃金も」保障されなければ、生活できないのである。そのような最低賃金近傍で働く労働者の声が反映される審議会でなければならない。



使用者側は「据え置きを求める使用者側の意見は全く反

映されていない」と強く反発している。使用者側の要望で 1979 年以来二度目の採決が行われた。ランク制と目安そのものが問われていると思う。ランク制と目安は、1975 年春闘で当時の労働四団体が全国一律最賃制を要求して統一ストを構えて闘った結果の産物である。今こそ、最低賃金を大幅に引き上げ、全国一律制に向けて押し進むべきである。そして使用者の賃金支払能力論を排除し、労働者の生計費については、ILO 最低賃金決定条約（第 131 号）の「労働者とその家族に必要な金額」を満たすようにしなければならない。

労働者側見解を読んで心配するのは「日本経済は回復している」などと主張し（事実、「法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる」答申）、ある意味「景気が悪いから最賃を上げない」、「最賃を上げたら雇用を失う」という使用者の主張に屈服していることである。

連合は2021年春季生活闘争で企業内最賃1100円以上の要求指標を示した。7月15日に発表された「2021年春季生活闘争まとめ」をみると、企業内最賃協定をもつ242組合の時給額平均は943円、妥結・回答額は930円で、昨年より13円低くなっている。正社員は本気で非正規労働者の賃上げを闘っているのか疑いたくなる。

最賃闘争は、労働者の生存をかけた闘いである。自民党最賃議連がいうように「基本的人権」の闘いである。コロナ禍にあっても「生きさせろ！」と働く者が生存するために必要な賃金を求める闘いである。今年を目安答申は、中小企業者の反対を押し切ってまで最賃を引き上げざる得ない政府の政治決断が主導したことは事実である。しかし、コロナ禍にあっても28円引き上げた力は、昨年据え置き答申にもかかわらず1～3円の引き上げを闘ってきた地域の運動であることは明白である。その力をさらに大きく強くし、転機を迎えた最賃闘争のさらなる前進を勝ち取っていこう。

関生支部弾圧を“ピンチをチャンス”に

関生型運動の全国化で跳ね返し、 「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ

仲村 実（管理職ユニオン・関西書記長）

武委員長に懲役3年、執行猶予5年の不当判決！

7月13日、連帯ユニオン関西生コン支部武建一委員長に対する大阪地裁判決が出た。懲役3年・執行猶予5年であった。宇部三菱大阪港SS・中央大阪生コンでのストライキが「威力業務妨害」、滋賀県のコンプラ活動や協同組合未加盟社（アウト）を利用するゼネコンへの協同組合の営業活動が「恐喝未遂」で有罪とされた不当判決である。

検察による懲役8年は「重罪犯」への求刑であったが、実刑判決は阻止した。特に警察・検察のでっち上げといえる「恐喝」事件（会館建設へのカンパ）は無罪であった。判決公判後の弁護士報告でもあった通り、即日、有罪部分を控訴した。

有罪の中身は、大阪でのストライキはすでに判決の出ている現場組、現場不参加の西山執



行委員ら2名の有罪判決同様、現場行動に関与していない武委員長も有罪とされた。内容は労働組合による団体行動としての産別ストライキの判断・評価がなく、労働法や社会運動学者らによる「鑑定意見書」は、完全に無視されている。ストライキ現場の企業との「労使関係」がないとした、企業内労働組合しか想定しないのである。法令違反の摘発・是正を求めるコンプラ活動には、個々の行為の評価・判断なしに、「執拗に繰り返された」こと、アウトを利用するゼネコンへの協同組合の営業活動が「脅迫」行為にあたるとしている。

弾圧の狙いと特徴はどこにあるか

今回の弾圧は、2017年12月の大阪での輸送運賃の値上約束を履行させ、労働者の賃上げ原資を求めたストライキに対する反動として始まった。2018年7月から2019年11月にかけて、実に18回の逮捕劇があり、89名逮捕、71名起訴という労働運動史上最大規模のものであった。

開始された滋賀県での最初の逮捕劇は、湖東協の協同組合幹部（中小生コン企業の経営者）である。アウト企業を利用するゼネコンへの営業活動であり、関生支部の組合員と共謀した「恐喝未遂」とした。その逮捕劇を演じたのは、通常の労働組合弾圧の警備課ではなく組織犯罪対策課、いわゆる暴力団対策課である。ここにこそ国策弾圧と言われる今回の特徴となる警察権力を使った並々ならぬ関生支部つぶしの布陣体制があったといえる。京都府警も組織犯罪対策課で、労組法の不当労働行為は完全無視である。さらに現場行動に参加していない武委員長らの逮捕・起訴・長期拘留・有罪判決は組織犯罪対策法の共謀罪の先取りの適用と言える。

今回の弾圧の狙いは、生コン業界に影響力のある関西生コン支部、とりわけ武委員長の業界への影響力の排除である。関生支部が進めてきた産別運動、業界の経済民主化・政策闘争の解体攻撃として見る必要がある。

当初の組合つぶし攻撃は、関生支部という戦闘的な個別の労働組合と組合員に向けられた攻撃のように見えた。戦闘的・階級的労働運動を標榜する労働組合、活動家らからも「関生運動は特殊」と見られていた。しかし、実際は、およそ労働組合という存在そのものを否定しようとするきわめて普遍的な攻撃だったと見るべきである。

労働組合組織は大会・執行委員会で方針を決める、要求を組織し要求する、団体交渉を申し入れる、抗議をすることまでは、企業に完全に癒着していなければ労働組合活動として通常行ってきたことである。ストライキ打つ、業界団体や企業の不当労働行為に対しては原状回復にプラスしてペナルティを取り、合意書という形で経営者の戒めとして協定を結ぶということも70年代にはよく見られるものであった。今日なお、その意味で組織力・戦闘力を維持してきたのが関西生コン支部の運動である。

憲法28条も労組法も改悪・変更はされていないが、労働運動全体の社会的影響力の低下、ストライキのゼロ接近時代にあって、戦闘的組合の個別労働争議の現象が刑事・民事弾圧対象としてその質量を拡大してきた。

関生弾圧は、警察段階では組合員の自宅への家宅捜査（ガサ入れ）、逮捕された組合員と家族への組合脱退を迫るものであり、刑事免責が規定されている労組法1条2項自体を無視し無きものとしている。

この事は、企業内であれ業界であれ、労働組合が企業活動や業界の法令違反とその監視活動（コンプライアンス活動）やビラまき情宣・抗議活動を、刑法上の威力業務妨害、倒産争議や不当労働行為に対する合意・調印した労働協約を結ぶことを「恐喝」、協同組合へのオルグ活動も「恐喝」や「恐喝未遂」罪での逮捕である。検察はこの延長線上にあり、裁判所は企業内労使関係以外の産業別運動、産業別ストライキは判断対象とせず否定しているのである。

今、目に見える攻撃はそれに止まらない。これまでの権利侵害行為を許さない活動が、刑法をもとに多数逮捕・長期勾留・大量起訴・長期裁判という形での「兵糧攻め」による総攻撃であるとみるべきである。

関生型産別運動の特殊性と普遍性

－関生産別労働運動の階級制と戦略はどこにあるか－

私は、関生支部の闘いの成果、業界に規定力を持ちセメント・ゼネコンへの独占企業と対決するための中小企業経営者との“一面闘争・一面共闘”路線は、産別闘争として高く評価してきた。しかし他方でその戦闘性・階級性には一目置くが、他業種・他産業には適用が無理として“関生型運動は特殊である”と主張する部分の大きな壁があったと思う。確かに生コンという商品は、固まりやすく90分以内に打設しなければならず長距離輸送がきかず、大工場で大量生産ができないという特殊性はある。しかし、商品の特殊性が労働運動の特殊性であるとするなら、商品の一般性のあるところでないと戦闘性・階級性はできないことになる。そんなことはないというのが、私の結論である。

中小企業を独占資本の支配から労働組合の闘いの力で引き寄せ連携して、労組のヘゲモニーで経済を民主化し、「共生・協同」の理念で協同組合的自治を実現する資本主義に代わる大いなる対抗社会形成であると考えている。

日本の産業構造では、1%の大企業が99%の中小零細企業を下請け孫請けとして系列化し支配している。中小零細企業の圧倒的多くは未組織状態にある。この構造が労働者の差別・分断・格差の基となっている。大企業に支配されている企業内労働組合の現実を突破する手がかりとして、私にとっては関生型労働運動をいかに一般化するかという問題意識があった。

関生支部の運動は、独占資本の支配構造を根本から変えるもので、資本をして「資本主義の根幹に触れる運動」といわせしめる階級性がある。ゆえに、今回の弾圧が武委員長がいう敵の階級的攻撃であり、「国策」弾圧であるという意味も、この関生支部の闘いの階級性に由来する。今回は、関生弾圧の中でも歴史上最大級のものである。

関生弾圧を“ピンチをチャンス”に、

－「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ－

私は、産別運動はヨーロッパでは当たり前ということだけでなく、日本的、関生型をモデルとした産業別、業種別・職種別組織方針で、そのことを担う活動家集団が必要だと考えている。

私も関わって取り組んできたことは、2016年2月に「関生支部労働運動50年」出版

記念シンポジウムを、武委員長の講演として東京で開催した。翌2017年6月、木下武男さんらの努力もあり「業種別職種別ユニオン運動」研究会が東京で結成された。関西でも準備会を経て2019年4月に、同名の連絡会を結成させ、第1回例会として全港湾の産別運動の報告を受けた。まだ、小さな集まりである。

もう一つは、関西生コン支部内の生コン関連外の組合員の支部化（関西クラフト支部として結成）と、私が専従でやっている管理職ユニオン・関西から独立した非正規労働者と低賃金労働者を組織対象とした関西ユニオンの統合を2018年11月に実現し、専従体制が強化した。もちろん簡単ではないが、業種・職種のグループ化を方針に掲げている。

今、思うことは、関生弾圧を“ピンチをチャンス”にすること、そのために全国に点在する地域の労働組合やコミュニティユニオンに、連合・全労連内の労働組合であっても勇気をもって関生支援の取り組みを開始・拡大していただくこと、個人加盟ユニオンの縮小・解散でなく共闘・合流・統合の流れと、産業別、業種別・職種別組織化をテーマに転換することを考えてみたらどうかと勝手な思いも持っている。現下の関生支部弾圧を、大きな支援運動と関生型運動の全国化、そのための活動家集団を老壮青、とりわけ壮青を軸にできたらと思っている。

関西生コン支部の再建・再生は困難を極めると思われるが、「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ、武委員長に続く次世代が活躍し、その世代が運動を牽引する時期はそう遠くない気がしている。

【弁護団声明】

関生支部武建一委員長に対する2021年7月13日判決について

2021年7月13日
関生支部弁護団

本日7月13日、大阪地方裁判所第11刑事部は、武建一関生支部委員長にかかる威力業務妨害・恐喝未遂・恐喝被告事件について、懲役8年の求刑に対して恐喝事件を無罪とした上、懲役3年、執行猶予5年を宣告した。しかし、本判決には、以下に述べるとおり、いくつもの大きな誤りがあり、すべての事件が無罪とされるべきであった。

威力業務妨害事件について

威力業務妨害事件については、柳元副委員長、西山執行委員に対して、昨年10月8日に本日と同じ裁判所が判決を言い渡していた。先の判決にはその産業別労働運動の無知・無理解に対して労働法研究者などから広く批判が寄せられていたが、本日の判決は先とほぼ同旨の内容の判決であった。

被告人らの行為について、弁護人が労働組合活動としての正当性を主張したのに対して、判決は被害者とされる企業には関生支部組合員が雇用されていないから、争議行為の相手方となる使用者と認められず、違法性が阻却される余地はないとした。そのため、関生支部が企業に協力して、中小企業の

大同団結を勝ち取りその結果として生コン価格が大幅に値上げされたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃の値上げや労働者の雇用・労働条件に反映されることがなかったため本件ストライキに至ったという、経緯・経過の一切について判決は言及しない。

しかし、労働組合員との間に雇用関係がなければ労組法上の使用者と認めないという本判決は、労働組合の活動を企業別・企業内に限ろうとするものである。企業別・企業内以外の労働組合も憲法が団結権・団体行動権を保障する労働組合であることを本判決は否定している。

恐喝未遂事件について

判決は、労働者や近隣住民の生命・身体をも危うくしかねない工事現場の法令違反を指摘するなどした組合員の一つ一つの行為については判断・評価することなく、すべては施工者であるゼネコンに強い圧力を加え、生コン協同組合の員外社から員内社に生コン供給業者を変更させるために行われたから、恐喝行為に当たるとした。そして、一連の行為を全体としてみると、対応に追われたゼネコン関係者の負担は重いなどとして、不公正な競争を排除する目的があっても正当化できない、公益に合致する結果を伴うとしても行為が正当化されるものではないとした。

この判断も、産業別・職業別労働組合が、大企業との関係で従属的立場におかれている中小企業協同組合と協力して行う産業政策運動の意義を見ようとししないものである。

判決は、ゼネコン関係者の負担を理由に、ゼネコンなどの労働安全衛生法令や道路運送車両法などに違反する行為を免罪している。それだけでなく、中小企業協同等組合法が協同組合に独禁法の適用を除外した趣旨を無視している。判決は、ゼネコンなどによる生コンの買い叩きを許し、結果として品質不良生コンが社会インフラに使用されることを助長する。また、生コン買い叩きが帰結する生コン産業で働く者の労働条件の悪化、労働者の地位の低下にも沈黙している。

恐喝事件について

恐喝事件が無罪とされたことは当然のことである。判決が指摘したとおり、武委員長と湯川副委員長が恐喝行為を行ったと認めることができる証拠ははじめから何も存在しなかった。問題は、それにもかかわらず、あえて関生支部の委員長と副委員長が恐喝罪で逮捕起訴されたことである。

もともと、前述の恐喝未遂事件同様に関生支部と共謀して企業を恐喝した疑いがあるとして、本件の「被害者」とされている会社の代表者が警察から取り調べを受けていた。その取調の中で、同社が関生支部に1000万円を寄付していたことが警察に判明した。そして、同社代表者は被疑者とされた恐喝事件では立件されず、かえって関生支部委員長・副委員長を恐喝の加害者、同社を恐喝の被害者とする事件が作り出されたのである。

一連の弾圧は、関西一円の府県警がゼネコンや大阪広域協と連携して、労働組合つぶしを企図したものである。本日の判決はそのことを認めなかった。しかし、恐喝事件の無罪判決は、関生支部組合員に対する一連の大規模な弾圧が、犯罪とすべきでないものを犯罪として作り出された弾圧であることを端的に示している。弁護団は、判決に対して、即日、控訴した。武委員長をはじめ被告人とされた全ての組合員の無罪を勝ち取るまでともに闘い抜く所存である。

以上

武委員長・判決報告集会（7/16 東京）

労働基本権を侵すな！ 組合活動を犯罪扱いするな！

7月16日、関西生コンを支援する会が、武委員長裁判の判決報告集会を東京・連合会館でひらいた。



評論家の佐高信さん（支援する会共同代表）は主催者あいさつで、東芝、三菱電機など大企業のあいつぐ不正事件についてふれながら、黙認している大企業労組の責任も問わなければと指摘。「労働運動は若者の味方をしているか？ 非正規労働なくせを本気でやらないと」と問いかけた。

武委員長裁判の主任弁護人、位田浩弁護士の判決報告ののち、支援する会共同代表の宮里邦雄、内田雅敏、海渡雄一の各弁護士がコメント。内

田弁護士は、「裁判所は労働刑法という立場で謙虚に耳を傾ける姿勢をもつべきだ。権力は予算獲得のため事件をでっち上げる。それが関西生コン事件。警察や検察が手を出せない陣形をつくるのが重要だ」と訴えた。

連帯発言は、全国一般全国協の平賀委員長、埼玉県平和運動センターの金子副議長、I女性会議の中村事務局長。金子副議長は「労働組合があっても労働運動がない。県内でも支援の動きを広げていきたい」と表明した。

なお、関西生コンを支援する会はこの日、「関生支部武建一委員長への不当判決に抗議する」との声明を公表した。

（全日建「関西生コン弾圧事件ニュース」No58）

<編集後記>

産業別労働運動とは、当該産業で働くすべての労働者の雇用、労働条件、労働環境の安全・安定・向上をめざす労働運動である。当然、当該産業の正規労働者のみならず、非正規労働者、日雇労働者を含めた運動である。しかし、現実には、労働者間の分断があり、差別がある。運動に立ちはだかる組織の「壁」がある。

ロッテルダム港を訪れたとき、日雇派遣労働者として港で働いている労働者と話をしたことがある。「組合員か」、「そうだ」。「休業手当・就労保障制度はあるのか」、「ない。でも賃金は正規労働者の1.3倍だ」。私にとっては、産業別最低賃金引き上げを要求して全国ストを闘う契機の一つとなった。「雇用も賃金も」闘う要求と体制づくりの模索が続く（I）